

国立大学法人東京農工大学安全衛生委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学安全衛生委員会細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学安全衛生委員会細則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 細則第15号</p> <p>第1条～第5条 省略</p> <p>第6条 委員会の事務は、<u>環境安全・衛生管理チーム</u>が関係部局の協力を得て処理する。</p> <p>第7条 省略</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略(現行どおり)</p> <p>第6条 委員会の事務は、<u>人事チーム</u>が関係部局の協力を得て処理する。</p> <p>第7条 省略(現行どおり)</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則(20 細則 第13号)

この規程は、平成20年11月17日から施行し、平成20年11月1日から適用する。